

## 6 臨床栄養師認定講座実施細則

### (目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する認定講座（以下「認定講座」という。）について、必要事項を定める。

### (実施主体)

第2条 認定講座の実施主体は学会とする。ただし、学会は、理事会の議決により、臨床栄養師認定審査会が認定講座の委託先として適当と認める団体・機関（以下「認定講座受託団体」という。）に認定講座を委託することができる（別表2）。

2. 認定講座受託団体となることを希望する団体、機関は、臨床栄養師認定講座実施申請書（様式第（認）－01号）、臨床栄養師認定講座実施計画書（様式第（認）－03、04号）及び臨床栄養師認定講師経歴書（様式第（認）－05号）を学会に提出し、学会は、認定講座受託団体として認定された教育機関等に臨床栄養師認定講座実施委託書（様式第（認）－02号）を送付するものとする。

### (研修内容)

第3条 臨床栄養師の認定講座（100時間）の履修内容は、次の科目（別表1）を基本とする。

- ① 倫理とチーム活動
- ② 栄養ケア・マネジメントと情報管理
- ③ 科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント
- ④ 栄養ケア・マネジメントの運営
- ⑤ 栄養アセスメント・栄養ケア計画
- ⑥ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討
- ⑦ 経腸・静脈栄養法
- ⑧ 栄養教育
- ⑨ 症例検討と発表
- ⑩ 退院（所）計画・指導
- ⑪ 在宅栄養ケア・マネジメント
- ⑫ 集団の栄養評価と計画
- ⑬ 地域栄養活動
- ⑭ 制度と臨床栄養活動
- ⑮ 給食経営管理
- ⑯ 経営の基礎
- ⑰ 人材教育と自己研鑽、生涯学習
- ⑱ その他の臨床栄養師の養成に必要な科目

2 第1項第1号から第18号の科目については、臨床栄養師研修カリキュラム委員会が具体的なカリキュラムを作成する。科目と達成目標と実施、評価指針については、別表1に示す。

(義務)

第4条 臨床栄養師認定試験の受験者は、前条に規定する科目等を研修内容とする認定講座を予め履修しなければならない。

(評価)

第5条 認定講座受講者の修了判定評価には、各科目の担当講師が当たる。

- 2 履修すべき科目ごとの修了を、「可」「不可」によって判定する。
- 3 「不可」の判定が全科目数の60%以上に認められた者は、認定講座の修了が認められない。

(欠席)

第6条 認定講座欠席者は、その理由により指定課題のレポートの提出やオンデマンド配信された動画の視聴をもって出席とみなす。

- 2 オンデマンド配信は、講師及び研修生の同意を得て行われる。
- 3 オンデマンド配信を視聴する場合には、他に配信しないことに同意すること、指定日に視聴すること、視聴の開始・終了時をメールで研修事務局に知らせることとする。
- 4 栄養サポートチーム研修の科目は、オンデマンド配信しない。

(広報)

第7条 学会は、第2条に掲げる学会及び認定講座受託団体が実施する認定講座の期日、場所等の概況を会員に広報する。

(受託研修)

第8条 認定講座受託団体は、学会から受託した認定講座を誠実に実行し、学会において実施されるレベルを下廻らないようにしなければならない。

- 2 前項の認定講座を実施するため、認定講座受託団体は、臨床栄養師認定講座書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

(学会書類等)

第9条 学会で認定講座を実施する場合も、臨床栄養師認定講座書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

- 2 学会は、全ての認定講座履修者の履修結果を、臨床栄養師認定講座履修者名簿(様式第(認)ー12号)に記載する。
- 3 前項の結果は、理事会及び審査会に報告する。

(履修通算)

第10条 臨床栄養師の認定講座の履修について、認定講座受託団体相互の承認が得られた場合には、臨床栄養師研修委員会に申請し履修通算が認められる。

(履修期間)

第 11 条 臨床研修履修は最長を 3 年間とし 1 年経過後は 1 年毎に臨床栄養師研修委員会に延長の届出 (任意用紙) を行い、臨床栄養師研修委員会の承認を得なければならない。

(担 当)

第 12 条 学会で実施する認定講座は、臨床栄養師研修委員会の所轄とする。

2 認定講座受託団体が学会から受託する認定講座の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

(書類様式)

第 13 条 認定講座に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定講座書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第 14 条 認定講座にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

(公開)

第 15 条 認定講座は、履修生以外の会員及び非会員に公開する。このための費用は臨床栄養師資格認定等費用細則に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 20 年 3 月に改定され、平成 20 年 4 月以降の事項について適用する。
- 3 この規則は、平成 22 年 6 月に改定され、平成 22 年 7 月から施行する。
- 4 この規則は、平成 29 年 6 月に改定され、平成 29 年 7 月から施行する。
- 5 この規則は、令和 2 年 3 月に改定され、令和 2 年 4 月から施行する。
- 6 この細則は、令和 3 年 6 月に改訂され、令和 3 年 6 月より施行する。

別表1a 講座科目と各種研修修了必要科目別時間及び臨床栄養師認定講座互換認定科目別時間一覧

科目	必修時間		臨床栄養師認定講座履修互換認定時間										
	臨床栄養師資格認定必修科目	栄養サポートチーム研修修了必須科目	第20回管理栄養士国家試験合格者相当	栄養サポート専門療法士有資格者	病態栄養療法専門師日本糖尿病療養指導士有資格者	TNT-D	日本栄養士会栄養ケア・マネジメント指導者研修会参加者		慢性医療認定講座	全国老人福祉施設協議会栄養ケア・マネジメント研修	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント研修修了者	臨床研修受託施設勤務者(2年以上)相当	栄養サポートチーム研修修了者
						step1	step2						
倫理とチーム活動	2	2		2	2	2					2	2	2
栄養ケア・マネジメントと情報管理	2								2		2	2	
科学的根拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動	2	2		2	2	2					2	2	2
栄養ケア・マネジメントの運営-計画、評価、品質改善活動	4										4	4	
栄養アセスメント・栄養ケア計画(経口移行・維持、経口摂取等重視)	7	7	3	7	3	3	6				7	7	7
特定保健用食品、保健機能食品、病者用食品の検討	4	4	4	4	2	2					4	4	4
経腸・静脈栄養法	8	8	2	8		8	1				8	8	8
栄養教育(生活習慣病、保健指導)	6		2		6				6		6	6	
栄養教育(低栄養状態、カウンセリング・コミュニケーション)	6				3					3	6	6	
栄養教育(栄養教育の基礎)	4		2		2				2		4	2	
症例検討と発表(経口移行・維持、経口摂取等の症例重視)	20		1		8	20		16	8	5	20	14	
退院(所)計画・指導	4	4		4			4				4	4	4
在宅栄養ケア・マネジメント	3	3		3		3	3				3	1	3
集団の栄養評価と計画(業務評価を含む)	6		2						6		6	4	
地域栄養活動(自治体やボランティア活動団体との連携を含む)	2										2		
制度と臨床栄養活動	4				2				2		4	4	
給食経営管理	4						2		2		4	4	
経営の基礎	8								8		8	6	
人材教育と自己研鑽、生涯学習	2								2		2		
その他の臨床栄養師の養成に必要な科目	2								2		2		
合計	100	30	16	30	30	40	16	16	40	8	100	80	30

別表 1 b 臨床栄養師研修カリキュラムにおける達成目標、実施、評価

NO	科目	集中講義(100 時間)	インターン研修(900 時間)		
		達成目標	達成目標	実施	評価
1	倫理とチーム活動	栄養ケア・マネジメントの実践活動のための倫理、チームに参画する専門職としての役割を理解し、説明できる。	栄養ケア・マネジメントの実践活動のための倫理、チームに参画する専門職としての役割を理解し、行動ができる。	患者の人格を尊重し、個人の秘密を遵守し監督下での業務活動を行う。 他職種とのコミュニケーションを積極的に行い、チームでの専門職としての役割を監督下で推進する。	レポート及び行動を評価する。
2	栄養ケア・マネジメントと情報管理	栄養ケア・マネジメントや栄養サポートチームに必要な情報倫理や情報技術活用の基礎を理解し、説明できる。	臨床栄養師に必要な情報倫理や情報技術活用の基礎を理解して活用できる。	施設内のITを活用したコミュニケーション、プレゼンテーションなどを監督下で行う。	レポート及び行動を評価する。
3	科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動	栄養ケア・マネジメントや栄養サポートチーム業務に必要な科学的論拠の信頼性のレベルや検索方法を理解し、根拠の収集と整理ができる。	栄養ケア・マネジメント業務に必要な科学的論拠の信頼性のレベルや検索方法を理解し、根拠の収集と整理ができる。	業務活動に必要な科学論文を検索、整理し、その概要を監督者及び指導者に報告する。	レポート及び行動を評価する。
4	栄養ケア・マネジメントの運営－計画、評価、品質改善活動	<b>【基礎】</b> 栄養ケア・マネジメントの概念、栄養ケア・マネジメント構築・運営について理解し、説明ができるための問題の分析と明確化、計画、評価、品質改善活動を理解し、説明ができる。	栄養ケア・マネジメントの概念、栄養ケア・マネジメント構築・運営のための問題の分析と明確化、計画、評価を理解し、栄養ケア・マネジメントに監督下で参画ができる。	研修の場における栄養ケア・マネジメントの手順に従い監督下での業務活動を行う。また、栄養ケア・マネジメントの運営上の問題を分析し解決法を提案、報告する。	レポート及び行動を評価する。

		【応用】事例を通じて栄養ケア・マネジメントの質の評価と継続的な品質改善活動について理解し、説明ができる。	監督下で栄養ケア・マネジメントの質の評価と継続的な品質改善活動ができる。	監督下で栄養ケア・マネジメントの評価に参加し、あるいは既存の評価報告に基づいて継続的な品質改善活動について報告する。	レポート及び行動を評価する。
5	栄養アセスメント・栄養ケア計画	【基礎】栄養アセスメント、栄養ケア計画の基本を理解し、栄養障害例の抽出・栄養ケア計画票が作成でき、早期対応(スクリーニング法)ができる。提示された事例の栄養ケア計画票が記入できる。	基本的な症例について、指導を得ながら栄養障害例の抽出・栄養アセスメントから栄養ケア計画までの栄養ケア計画票を作成し、早期に対応する(各研修領域における研修初期に行うこと)。	基本的な1症例について、指導を得ながらスクリーニング、栄養アセスメントから栄養ケア計画までの栄養ケア計画票を作成する(各研修領域における研修初期に行うこと)。	基本的な栄養ケア計画票の作成過程を評価する。
		【応用】困難な課題を有する症例(重症疾患、複数の合併症、摂食・嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等)の栄養アセスメント、栄養ケア計画の基本を理解し、提示された事例の栄養ケア計画票が記入できる。	監督下でより困難症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画票が作成できる。	より困難な課題を有する症例について、指導を得ながら栄養アセスメントから栄養ケア計画までの栄養ケア計画票を作成する。	より困難な課題を有する症例に対応する栄養ケア計画票の作成過程を評価する。
6	特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討	【基礎】特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品に関する科学的根拠を理解し、健康・栄養食品の適切な選択とその解説のための基本的事項を理解し、説明できる。	監督下で症例に見合った特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の適切な選択を行い、患者や専門職に説明できる。	監督下で症例に見合った適切な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の選択を行い、患者や他の専門職に説明できる。	選択の根拠及び行動を評価する。

6		<p>【応用】困難な症例に対しての効果的な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品に関する科学的根拠を理解し、健康・栄養食品の適切な選択とその解説について理解し、説明できる。</p>	<p>監督下で困難な症例に対しての効果的な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の適切な選択を行い、患者や専門職に説明できる。</p>	<p>監督下で困難な症例に対しての効果的な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の選択を行い、患者や他の専門職に説明できる。</p>	<p>選択の根拠及び行動を評価する。</p>
7	<p>経腸・静脈栄養法</p>	<p>【基礎】監督下で患者の経腸・静脈栄養法と栄養ケア計画を理解し、①栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導、②経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘、③経静脈輸液適正調剤法の取得④経静脈栄養のプランニングとモニタリング⑤経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導⑥経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング⑦簡易懸抱く濁法の実施と有用性の理解⑧栄養療法に関する合併症予防・発症時の対応⑨栄養療法に関する問題点・リスクの抽出⑩栄養管理についての患者・家族への説明・指導について説明ができる</p>	<p>監督下で患者2症例以上について経腸・静脈栄養管理の栄養ケア計画を作成し、栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導、②経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘、③経静脈輸液適正調剤法の取得④経静脈栄養のプランニングとモニタリング⑤経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導⑥経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング⑦簡易懸抱く濁法の実施と有用性の理解⑧栄養療法に関する合併症予防・発症時の対応⑨栄養療法に関する問題点・リスクの抽出⑩栄養管理についての患者・家族への説明・指導ができる。</p>	<p>監督下で患者2症例以上について経腸・静脈栄養管理の栄養ケア計画を作成し、栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導、②経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘、③経静脈輸液適正調剤法の取得④経静脈栄養のプランニングとモニタリング⑤経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導⑥経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング⑦簡易懸抱く濁法の実施と有用性の理解⑧栄養療法に関する合併症予防・発症時の対応⑨栄養療法に関する問題点・リスクの抽出⑩栄養管理についての患者・家族への説明・指導を実施する。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票及びその経緯について面接及び行動を評価する。</p>

		【応用】監督下で患者の経腸・静脈栄養法から経口移行のための栄養ケア計画を理解し説明できる。	監督下で症例についての経腸・静脈栄養法から経口移行計画を作成し、医師の指導のもとに実施できる。	監督下で症例についての経腸・静脈栄養法から経口移行計画を作成し、医師の指導のもとに実施する。	作成した栄養ケア計画票及びその経緯について面接及び行動を評価する。	
8	栄養教育	生活習慣病、保健指導	軽症生活習慣病の重症化予防・治療に対する栄養教育の基本を理解し、事例への栄養教育を実施するためのアセスメント、計画作成について理解する。	軽症生活習慣病の重症化予防・治療に対する栄養教育の基本を理解し、事例への栄養教育を実施するためのアセスメント、計画作成ができるようになる。	生活習慣病患者の重症化予防・治療に対する栄養教育を実施するためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングができる。	生活習慣病患者(糖尿病は必須、他に高脂血症、高血圧など)2症例以上の予防・治療の栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングする。
		低栄養状態、カウンセリング	【基礎】軽症低栄養患者の介護予防、重症化予防・治療に対する栄養教育の基本を理解し、事例への栄養教育のためのアセスメント、計画作成ができるようになる。	監督下で低栄養患者の介護予防、重症化予防・治療の栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングができる。	監督下で介護予防、低栄養患者2症例以上について予防・治療に対する栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングする。	作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する。



			<p>【応用】困難な低栄養患者【摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等】の重症化予防・治療に対する栄養教育の基本的理解し、事例への栄養教育のためのアセスメント、計画作成ができるようになる。</p>	<p>監督下で困難な低栄養患者【摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等】の重症化予防・治療の栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングができる。</p>	<p>監督下で困難な低栄養患者【摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等】2 症例以上について予防・治療に対する栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングする。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する。</p>
	栄養教育の基礎	<p>【基礎】栄養教育の理論やモデルの基礎を理解し、個別並びにグループ、集団栄養教育の理論の基本的理論を理解し説明できるようにになる。</p>	<p>監督下で栄養教育の理論やモデルの基礎に基づいた個別並びにグループ、集団栄養教育の基本的理論を理解し実施できる。</p>	<p>監督下で栄養教育の基本的理論やモデルの基礎に基づき、個人1症例以上並びに集団栄養教育1回以上を実施する。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する。</p>	
		<p>【応用】行動変容の困難事例やコミュニケーションの困難事例への対応を理解し説明できるようにになる。</p>	<p>監督下で行動変容の困難事例やコミュニケーションの困難事例に対応下個別ならびにグループ教育を理解し実施できる。</p>	<p>監督下で行動変容の困難事例やコミュニケーションの困難事例に対応下個別ならびにグループ教育を理解し実施する。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する。</p>	

9	症例検討と発表	各疾患別の栄養アセスメント、栄養ケアに関する基礎的事項を理解し、症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画、評価を監督下で実施し、症例検討や発表ができる。	各疾患別の栄養アセスメント、栄養ケアに関する基礎的事項を理解し、症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画、評価を監督下で実施し、症例検討や発表ができる。	各疾患別の 5 症例以上の栄養アセスメント、栄養ケアに関する基礎的事項を理解し、症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画、評価を監督下で実施し、症例検討や発表をする。	作成した栄養管理票とその経緯についての面接及び行動を評価する。
10	退院(所)計画・指導	食事・栄養に関する退院計画作成と患者の身体状況、栄養状態に合わせて地域サービス資源を紹介するための基礎的知識と手順を理解し、監督下で調整し、利用者に対して退院計画を説明できる。	食事・栄養に関する退院計画作成と患者の身体状況、栄養状態に合わせて地域サービス資源を紹介するための基礎的知識と手順を理解し、監督下で調整し、利用者に対して退院計画を説明できる。	食事・栄養に関する退院計画作成と患者の身体状況、栄養状態に合わせて地域サービス資源を紹介するための基礎的知識と手順を理解し、監督下で調整し、利用者 1 症例以上に対して退院計画を立案、説明する。	作成した退院計画票とその経緯についての面接及び行動を評価する。
11	在宅栄養ケア・マネジメント	介護予防及び居宅患者への食事サービス資源を活用した栄養ケア・マネジメント活動を監督下で実施できる。	介護予防及び居宅患者への食事サービス資源を活用した栄養ケア・マネジメント活動を監督下で実施できる。	介護予防及び居宅患者への食事サービス資源を活用した栄養ケア・マネジメント活動を監督下で実施する。	レポート評価及び行動を評価する。
12	集団の栄養評価と計画	地域、集団の健康増進、並びに生活習慣病と低栄養予防のための栄養評価と栄養計画の作成・評価の基本的事項を理解し、説明できる。さらに、地域の事例を通じて臨床栄養師の実践活動について理解する。	地域、集団の健康増進、並びに生活習慣病と低栄養予防のための栄養状態の評価と栄養計画の作成・評価活動に参画できる。	地域、集団の健康増進、並びに生活習慣病と低栄養予防のための栄養状態の評価と栄養計画の作成・評価活動に監督下で参画する。	レポート評価及び行動を評価する。

13	地域栄養活動（自治体やボランティア活動団体との連携を含む）	地域の食事・栄養計画と自治体やボランティア活動との連携について理解し、説明できる。 異文化や宗教的制限のある人達への栄養ケアについて理解し、説明できる。	地域の食事・栄養計画と自治体やボランティア活動と連携した計画や活動ができる。 異文化や宗教的制限のある人達への栄養ケアや栄養食事指導計画を作成したり、監督下で説明ができる。	地域の食事・栄養計画と自治体やボランティア活動と連携した計画や活動をする。 異文化や宗教的制限のある人達への栄養ケアや栄養食事指導計画を作成したり、監督下で説明する。	レポート評価及び行動を評価する。
14	制度と臨床栄養活動	医療、保健、福祉介護制度と栄養ケア・マネジメントについて理解し、説明ができる。 栄養ケア・マネジメントに関する栄養関連の制度や制度化の過程を理解し、説明ができる。	医療、保健、福祉介護制度と栄養ケア・マネジメントとの関連、栄養ケア・マネジメントに関する栄養を中心とした制度との関連性を実践活動と対応させて理解し、現状の問題と将来展望について説明ができる。	医療、保健、福祉介護制度と栄養ケア・マネジメントとの関連、栄養ケア・マネジメントに関する栄養を中心とした制度との関連性を実践活動と対応させて理解し、現状の問題と将来展望について説明する。	レポート及び面接により評価する。
15	給食経営管理	給食管理基準に適応し、コスト、患者の満足感を考慮した給食経営管理の基本的事項、手順並びにその効率化について理解し、説明ができる。 患者の嗜好、身体状況、栄養状態に合わせた食事、食品、栄養剤の調整について理解し、説明ができる。	給食管理基準に適応し、コスト、患者の満足感を考慮した給食経営管理の基本的事項と手順、並びにその効率化について実践活動と関連して理解し、説明ができる。 監督下で、患者の嗜好、身体状況、栄養状態に合わせた食事、食品、栄養剤の調整ができる。	給食管理基準に適応し、コスト、患者の満足感を考慮した給食経営管理の基本的事項と手順、並びにその効率化について実践活動と関連して理解し、説明する。 監督下で、患者の嗜好、身体状況、栄養状態に合わせた食事、食品、栄養剤の調整ができる。	レポート、面接、行動により評価する。

16	経営の基礎	<p>栄養関連企業や病院経営事業のビジネス計画・推進について理解し、説明ができる。</p> <p>財務データの活用を理解し、説明ができる。</p> <p>マーケティングの基礎を理解し、説明ができる。</p> <p>人材資源管理の基礎を理解し、説明ができる。</p> <p>施設管理の基礎を理解し、説明ができる。</p> <p>診療報酬請求のための基本的事項を理解し、説明ができる。</p>	<p>栄養関連企業や病院経営事業のビジネス計画・推進に監督下で参加できる。</p> <p>財務データの活用を理解し、監督下で実施できる。</p> <p>マーケティングの基礎を理解し、マーケティング活動に参加できる。</p> <p>人材資源管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明ができる。</p> <p>施設管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明ができる。</p> <p>診療報酬請求のための基本的事項を理解し、監督下で実施することができる。</p>	<p>栄養関連企業や病院経営事業のビジネス計画・推進に監督下で参加する。</p> <p>財務データ収集の活用を理解し、監督下で実施する。</p> <p>マーケティングの基礎を理解し、マーケティング活動に参加する。</p> <p>人材資源管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明する。</p> <p>施設管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明する。</p> <p>診療報酬請求のための基本的事項を理解し、監督下で実施する。</p>	<p>レポート、面接により評価する。</p>
17	人材教育と自己研鑽、生涯学習	<p>栄養士教育(学生の臨地実習や栄養士などを対象)、自己の業績や経歴書の作成、自己開発のための生涯学習の計画・実施・自己評価のあり方などを理解し、説明ができる。</p>	<p>栄養士教育(学生の臨地実習や栄養士などを対象)、自己の業績や経歴書の作成、自己開発のための生涯学習の計画・実施・自己評価を実施することができる。</p>	<p>栄養士教育(学生の臨地実習や栄養士などを対象)、自己の業績や経歴書の作成、自己開発のための生涯学習の計画・実施・自己評価を実施する</p>	<p>レポート、面接により評価する。</p>
18	その他の臨床栄養師の養成に必要な科目	<p>最新の臨床栄養、栄養ケア・マネジメントの知識、技術を習得する。</p>	<p>最新の臨床栄養、栄養ケア・マネジメントの知識、技術を習得する。</p>	<p>最新の臨床栄養、栄養ケア・マネジメントの知識、技術を臨床において活用できる。</p>	<p>レポート、行動により評価する。</p>

別表 2 認定講座受託団体

受託団体名	所在地等
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX